

官民競争入札等監理委員会  
第275回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

## 第275回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和3年12月22日（水）16:02～16:47

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

### 1. 開 会

### 2. 実施要項（案）について

○国土交通省／旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務

○国立研究開発法人国立長寿医療研究センター／医事業務委託

### 3. 令和3年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況等について

### 4. 閉 会

#### <出席者>

##### （委 員）

浅羽委員長、古笛委員長代理、石上委員、石川委員、梅木委員、小尾委員、関野委員、辻委員、中川委員、古尾谷委員、前田委員

##### （事務局）

渡部事務局長、長瀬参事官、飯村企画官

○浅羽委員長 皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、第275回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2及び3を御議論いただきます。

それでは、まず議事次第2の実施要項（案）について、御審議をいただきたいと思いません。実施要項（案）については、事業主体からの説明に基づき、入札監理小委員会で審議を行いました。質疑は小委員会ごとに行うことといたします。

最初に、小委員会Bの1件、国土交通省／旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務につきまして、主査の関野委員より説明をお願いします。

○関野委員 それでは、観光庁の旅行安全情報共有プラットフォームの提供及びサービス運用等に係る業務について、小委員会Bで審議いたしましたので、その結果を報告いたします。

資料1-1に従って説明いたします。あと、要項の17／128ページ、別紙1、システム構成図とありますが、これも用いますのでよろしくをお願いします。

まず、事業の概要からでございます。資料1-1のとおりでございますが、本件は観光庁、旅行会社等の関係者が、現地災害情報や海外旅行者の安否情報を一元的に共有することで、旅行者の安全確保に向けて効率的に対処すること。そして旅行者においても、連絡手段の確保や避難経路等の情報収集が容易に行える情報共有プラットフォームでございまして、現在はA社という民間クラウドサービスを使用しておりますので、このシステムの保守・運用を継続するか、または新たにプラットフォームを構築して、その運用等を行うという業務です。つまり新たな民間クラウドサービスを利用したサービス提供でもよいし、従来のクラウドシステムの運用・保守でもよいということで、やや分かりづらいタイトルまたは要項となっております。

対象となるシステム群につきましては、17ページの「システム構成図」を御覧ください。真ん中にあります世界都市別安全情報システム、下のほうの左側に危機管理情報配信システム、右側に安否確認システム、これらインターネットを通じた各種情報提供をするということでありまして、テロや紛争、自然災害など有事の際の邦人の安否確認が重要な業務となっております。海外に行かれた場合に安否確認とか災害情報等がスマホに入ってくるものでございますので、経験された方もいらっしゃるかと思います。

では、また資料1-1です。事業期間につきましては、市場化テスト1期目でございます。来々年4月から1年間となっております。予算の関係で複数年契約はできない状況だということでございます。

また、36／128ページに細かく記載がありますが、表が2つありまして、構築を伴わないスケジュールと、新しく構築等伴うスケジュールが出ております。新しく構築する場合は構築期間を4か月ほど設けておりまして、来々年の7月下旬からのサービス開始となっております。この場合、4月から7月までは既存のシステムを使用するということとなっております。

資料1-1にまた戻りまして、事業の目的は、先ほど来言っておりますとおり、観光庁、旅行協会等の関係者と日本人旅行者の安全・安心確保のためのクラウドサービスの運用等の役務を提供するということとなります。

次に調達範囲でございますが、これも2つありまして、アの場合はクラウドサービスシステムを新しく構築するという、イの場合は従来のクラウドサービスの保守・運用、裏面に行きまして、ハードウェア等の役務提供、アプリケーション等の保守、運用、監視、管理、そして観光庁等からの問合せ対応ということとなります。

(2) 選定の経緯とありますが、これは資料A-2非公表の資料でございますとおり、1者応札が続いております、システム構築した業者がその後継続して保守・運用をせざるを得ないという、ベンダーロックという状況に近いと思われまして、競争性の確保に課題があるということで選定されたものでございます。

次、市場化テストの実施に際して行った取組でございますが、一言で申し上げまして、市場化テストに即した要項にさせていただいたということで、つまり新規参入者でも分かる実施要項(案)の作成になりました。さらに入札参加が期待できる者への個別掘り出しがありまして、このアプローチの結果、新規プラットフォームの構築という案に現実味が出てきたということでございます。

3番目、実施要項(案)の審議結果でございますが、2回行いました。まず1回目は、論点1ですが、調達範囲が新規の開発なのか、それとも従来の保守・運用なのかということで、そこが明確ではなかったもので、同業他社へのヒアリングの結果、新規のプラットフォームの構築も出てきたということでございます。

論点2、観光庁に従来のアプリケーションの著作権、改変とか利用、第三者改変等の許諾権があるのかということも不明でございましたので、調査の結果、全てのアプリケーションを改変・利用させる権利は観光庁にあるということが明らかとなりました。

さらに論点3、従来の実施状況に関する情報開示が十分かということで、従来の実施に要した経費を修正してきていただきましたし、実施に要した人員の一覧表を追加したこととなります。

2回目の小委員会で、今度はまた新たな構築が出てまいりましたので、論点1としましては、新規構築の場合について、データ移行の概要、費用負担等を明記すべきではないかということで例記していただきました。

論点2につきましましては、新規構築の場合について、従来の実施状況に現行システム開発時の費用とか人員、期間などの一覧を追記すべきではないかということで追記していただきました。さらに新規の場合、集合研修が必要となりますが、ウェブ開催でもよいというふうに書きぶりを修正していただいたということでございます。

パブリックコメントの対応につきましては、先月、11月16日から30日まで実施いたしまして、1者から意見が寄せられまして、通信の表記についてSSL通信をTLS通信に修正していただいたということでございます。

以上、御説明いたしました。本件は来年4月からのサービス開始を目指しておりまして、そのためには1月公告、3月落札とかなりタイトなスケジュールが続くこととなりますが、そもそものタイトル変更や要項（案）の抜本的作成をし直していただきまして、観光庁ばかりか、専門委員の先生にもかなり御負担をかけたというものとなりました。以上、御説明いたしました。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。辻委員、お願いします。

○辻委員 辻でございます。御説明どうもありがとうございました。こちらの小委の議事録を恐縮ながらまだ拝見していないため、的外れな御質問になっていたらお許しくださいます。

こちら今回の入札は最低価格落札方式のようですけれども、従前の業者とすればもう既にシステムが出来上がっておりますから、新規参入の方がシステムをつくる場合と比較してかなりアドバンスがあって、恐らく一番低い価格を出してくるのではないのかと懸念されるのですが、この辺りはどのような議論がなされたのでしょうか。

○関野委員 質問ありがとうございました。36/128、先ほどスケジュールのところの説明しましたが、ここにあるとおり新規の場合はかなりお金もかかるし、時間もかかるので、従来の業者は、最低価格落札方式ならばかなり有利だと言えらると思います。それも議論になったのですが、ヒアリングをした結果、新規業者の方が敵うらしいという感触を得たということです。つまり、今利用している民間クラウドサービスの費用が来年値上がりするらしく、若干高くなるらしいので、それよりも安いプラットフォームを構築できるという感触を得たということです。

私の個人的見解ですけれども、名の上を上げた業者はグローバルな企業、有名な企業で、安否確認と言うニーズは日本だけではないと思うんです。なので、海外でも展開できると踏んだのではないかと個人的には思っております。以上です。

何か追加がありましたら、事務局、お願いします。

○辻委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○事務局 事務局からは特にございません。

○浅羽委員長 ほかに御意見、御質問のある委員は御発言をお願いします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に小委員会Cの1件、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター／医事業務委託につきまして、主査の中川委員より説明をお願いいたします。

○中川委員 中川より説明申し上げます。国立研究開発法人国立長寿医療研究センター／医事業務委託に関わる実施要項（案）について、審議結果報告に従いまして説明いたします。

医事業務とは、入院・外来の診療費の計算、社会保険や国民健康保険等へ診療報酬明細

書、レセプトの請求等を行うことであります。

資料B-1を御覧いただきますとおり、本事業においては、医事業務、地域医療関連業務、受付業務、医事当直業務の4つの業務がございます。病院経営のために効率的な収入を確保すること及び医事業務の円滑な運営をすること、並びに患者サービスの向上を図ることを目的にしております。

事業期間は令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間、第1期目の事業でございます。

選定の経緯についてです。最低価格落札方式による一般競争入札で実施してきたところではありますが、1者応札が継続しており競争性に課題が認められたため、公共サービス改革基本方針別表において、新規事業として選定されました。

資料2-1、1ページの2にありますように、市場化テストの実施に際しては、入札スケジュールを50日程度から100日程度に延長したこと、引継ぎ期間を4ヶ月程度確保したこと、また企画書による適否判定後の最低価格落札方式の採用、資格要件の緩和及び業務内容の詳細な開示等の取組を行いました。

次に、実施要項(案)の審議結果による見直しについては、資料2-1、2ページ及び3ページを御覧ください。

入札参加資格について、「病床数300床以上の医療機関において継続して3年間以上の契約実績があること」という要件がまずありました。この要件について300床以上と200床以上で仕組みが同じであれば、200床以上に緩和できないかという意見がありました。

この理由としては3つ挙がっています。1つ目は、地域医療支援病院の病床数が原則200床以上と指定されていること。2つ目、昨年より紹介状なしの選定療養費の徴収事務対象病院が200床以上に変更されたこと。3つ目、200床未満はかかりつけ医の役割も持たれており、様々な加算があるなど、仕組みが異なること。以上の3つの理由から、200床以上に緩和できないかという意見が挙がりました。その結果、研究センターに御検討いただき、200床以上に緩和していただきました。

また、受付業務においては、従来は派遣職員が対応していた業務を本契約より委託業務に切り替える部分がございます。これについて従来の派遣職員配置実績、本契約で必要とされる受付業務の人員配置及び業務時間等の詳細を追記いただきました。さらに、業務従事者の当該業務経験の要件の明確化として、どの業務で、どの程度の経験や知識を求めているかを具体的に追記いただきました。

入札書等の様式において、押印を必要としていることについて廃止したらどうかといった意見も出されました。この件については、押印廃止に関する規程改正に時間を要するため、本実施要項(案)についての修正は行わないが、今後、センターが厚労省に確認の上、規程改正の検討を行うことになりました。

最後に、パブリックコメントでは特に寄せられた意見はありませんでした。以上になり

ます。

○浅羽委員長 中川委員、どうもありがとうございました。

ただいま説明がありました内容につきまして、御意見、御質問のある委員は発言をお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、これまでとさせていただきます。

公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項（案）については、監理委員会として異存はないということにいたしたいと思います。小委員会での御議論、どうも御苦労さまでした。

続きまして、議事次第3の令和3年度における公共サービス改革法対象事業の選定の状況等について、御審議をいただきたいと思います。

それでは、事務局より御説明をお願いします。

○長瀬参事官 資料は3-1以下の内容でございます。

来年度以降の市場化テストの対象事業選定でございますが、今年9月のこの委員会で整理をいただきました選定の方針に則しまして、これまで作業を進めてきました。その結果が資料3-1以下の内容ございまして、関係各府省等との調整、公共サービス改革小委員会の御審議も経まして、今日の時点において整理を行うことができましたので報告させていただきます。

今年の夏以降、選定作業の際には、事務局において各府省などから提出いただいた調書などの材料を基にしまして、競争性に問題がある事業を候補として抽出を行ってまいりました。その上で、その中でも特に1者応札かつ同一の事業者の受注が継続している事業を中心としまして、こうした事業については、市場化テストのプロセスにのせて今後改善を図っていくべきではないかという働きかけ、各府省等との議論を行ってまいりました。

その結果、整理に至ったものが資料3-1の上段の1ポツで書いておりますが、計11の事業を各府省等において自主的に選定していただいたという運びになってございます。これら11の事業につきましては、法律に基づく市場化テストの対象事業としまして、政府全体といたしましては、来年、毎年の夏に閣議決定をしてきております「公共サービス改革基本方針」の改定がございまして、その中で記載を行った上で、それぞれ所要の時期にこの監理委員会におきまして、実施要項（案）について御審議いただくという運びになるものでございます。

選定する事業と併せまして、資料3-1の2ポツの（2）で書いてございますが、計54の事業につきましては、まずは各府省が自ら主体的な努力の下で、例えば入札のスケジュールや参加資格の見直しといったものを行いまして、次の機会以降の契約・入札の機会において改善を図っていただこうと、こういう事業として要請することにしております。要請しますこれらの事業については、仮に次回の契約などのタイミングでも改善が見られなければ、さらにこの委員会の積極的な関与をいただく形で、場合によっては突っ込んだ

ヒアリングを行う等して課題を整理し、市場化テストの対象という方向で検討していきますよと、そういう位置づけのものとして宣言したものの、すなわちヒアリングの対象事業候補なのだということでございます。

今年に限らず毎年の選定作業でございますが、今申しました2つの要素、すなわち法律に基づく事業の選定と、まずは自主的な改善をお願いする事業の2つのことについて整理を行っております。前者の今年選定された11事業でございますが、それは次の2ページ目の表1で記載しております。この11の事業の中には、去年までの間にリストアップして改善の要請を行っていたが、まだ改善に至っていないものと、今年度の作業の過程で新たに抽出した競争性に問題がある候補、これらを広くテーブルに乗せまして各府省などと調整を行いました。その結果、整理に至ったものでございます。

各府省等との関係では、今申しました競争性の面でどんな現状、問題があるのかということとはもとより、そもそもの市場化テストの仕組みや導入の意義、あるいはこれまで実際にどのような成果が上がっているか等について事務局から丁寧に説明させていただきました。そうした議論をした結果、手を挙げていただいた事業でございます。ずらっと見ていただきますと、事業の分野、類型の面とか、あるいは各府省や独法の事業もございまして、それなりにバランスは取れているのかと考えております。また、もちろん数だけの問題ではございませんが、前の年に選定した事業が8つでしたので、そうした面も踏まえまして、総体として見まして一定の整理ができたのではないかと考えているところでございます。

それぞれの事業でございますが、ざっと申し上げますと、システムの関係で5事業がございます。11個並んでいるうちの2番目、4番目、5番目、7番目、9番目の事業でございます。こうしたシステム関係の事業は近年、かなりウエートを置いて取り上げて御審議もいただいているものでございます。

あと、伝統的にといいますか、市場化テストの中で継続して取り上げてきている事業といたしましては、施設管理の関係で2つ、1番目と3番目でございます。統計調査の関係では8つ目のもの、債権回収の関係では1事業、6番目でございます。あと、その他特定の事業分野での事業の管理や支援などに関わる業務として、一番下の10番目、11番目の事業があるといった内訳でございます。事業の類型とは別の見方をすれば、随意契約の形の事業も2つございます。公募随契ということで行っているのですが、入札というさらに進んだプロセスの下で改善を図っていくべき事業ということで、1番目と8つ目のものが選定に至ったという状況でございます。トータル事業費で申しますと30億強でございます。こうした内容で今年度事業選定の結果については現段階での整理に至ったところでございます。

今後の進め方でございますが、資料3-1の2枚目に少し書いてございますが、今日の審議結果で整理をいただいた後には、まず改善要請を行う54の事業がございますして、具体的には資料3-1の4ページ以下で列記してございます。これらについては速やかに各府省などに連絡を行う運びで進めさせていただければと考えております。また、法律に

基づく対象事業とします11の事業でございますが、これは最初に申し上げましたが、来年夏の基本方針改定の閣議決定の中で、具体的にはその別表でこれらを列記しますので、そこでの記載を行うべく進めてまいりる予定でございます。

以上が事業選定の内容の御報告でございます。

もう一つ、資料3-3の関係でございますが、基本方針の改定に当たりましては、民間事業者や地方公共団体からの意見聴取を行うことが法律に基づく対応としてございます。その結果が資料3-4でございます。この内容につきましても、基本方針の改定に向けた作業の一環として整理いたしまして、後日公表の運びで進める予定としております。以上が内容でございます。

○浅羽委員長 どうもありがとうございました。

入札改革小委におきましては、ただいま長瀬参事官から説明いただいた今年度の選定事業等の話に加えまして、次年度以降の事業選定の在り方等についても様々な御議論をいただいたところです。従来、まず1者応札である等、そうしたようなことを切り口に、こうした事業は公サ法の下でやったらよりよくなるのではないかとといったような形で選定してまいったところで、これにつきましては今後も当然そうした視点を持ってやっていくところでございますが、それ以外にも様々な視点で選定等が進められていくべきだろうと。あるいは逆に、仮に1者応札であっても選定しないといったようなことも当然にしてあり得るだろうと。まだそれらの新しい視点につきまして、これとこれとこうやりますというほどきれいに整理できてはおりませんけれども、様々な議論をいただいている中から、できるものに関しては徐々にでもお進めいただくということで、今後の事業選定の在り方につきましても、改革小委ではいろいろと議論させていただいたところでございます。そういったことも含めて、様々な議論を小委でさせていただいたところでございます。

ただいま私が補足させていただいたことを加えまして、事務局の説明内容等について、御意見、御質問のある委員は御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○小尾委員 小尾です。よろしいでしょうか。

○浅羽委員長 小尾委員、お願いします。

○小尾委員 御説明ありがとうございます。選定方針自体に異論はないですけれども、選ばれた事業の中で、競争性のない随意契約という従来の契約方式にあるものがあるのですが、一般的には、そもそもほかのところが入札できないので随契にしますということで契約しているもののように見えるんですけれども、これを対象として、競争性のある入札に移行できるのかというのが少しよく分からないのですが、どういう意図で選ばれたのでしょうか。ヒアリング対象ですか。

表2で1番とか3番のところ、競争性のない随意契約を行っている事業が選ばれているのですが、普通に考えると随契理由書を出して、ここの事業者しか入札できない、応札できないので、随契にしますという形での契約だと思われるのですが、これを一般競争入札に移行できるかもしれないということで多分ヒアリングをされるのかと思っているんで

すけれども。

○長瀬参事官 まず表2の1番目で申しますと、内閣府の事業でございますが、これは昨年までの間も継続的にこの事業の在り方を含めて、特に小委員会の場でヒアリングをやる等して議論いただいてきた事業でございますので、今年新たに俎上にのせるというよりも、これまでの委員会の議論、それぞれの委員からいただいた問題意識を生かして引き続き継続した議論ができるのではないかと考えていますし、していかなければいけないものであるという整理でございます。

あと、もう1個ですと、3番目の事業です。

○事務局 こちらにつきましては従前一般競争入札をしております、今回、令和3年からの契約の分につきましては、ほかのシステムと統合したので、中継ぎといいますか、競争性のない随意契約でしているものでございまして、次回の令和8年4月以降の契約につきましては、まだ検討中ということで固まっていないですけれども、一般競争入札の可能性があるので、今回が初めてではないのですが、引き続きフォローしていくということで改善要請リストに入っている事業でございます。

○小尾委員 ありがとうございます。分かりました。

前のほうに戻りたいのですが、表1で先ほどもお話がありましたが、公募随契をやっているものについては、通常で言うと、一般競争入札をして1者しか応札しなかったのと同様とみなせるという判断でこれが選ばれているという認識でよろしいですか。

○長瀬参事官 はい。同等かどうかといった観点も勿論あるかと思いますが、特にこれをピックアップして各省とも議論した観点といたしましては、随契という形で最終的な契約の形態はなっておりますけれども、一定の競争の機会を設けて、その結果選ばれて随契という事業になっているのであれば、さらに進んだより透明性の高い入札機会を通じて、もっと言えば入札という形式だけではなくて、市場化テストで様々な成果を上げている質の面、効率性の面も含めて確保していける可能性があるのではないかと問題意識で議論し、その結果、選定に至ったというものでございます。

○小尾委員 通常だと公募随契といって仕様書等を示して、これに手を挙げる人はいますかという形で公募をかけた上で、1者しかいなかった場合は随意契約、2者以上いた場合には競争入札に移るといったやり方があると思うのですが、そういうやり方だったということではよろしいでしょうか。

○長瀬参事官 はい。そうしたことが前提となって、結果うまくやれておりました。

○小尾委員 分かりました。そういう意味では仕様書等が出ていて、その仕様書に何か競争性を阻害するような要因があるのかどうかということを変更して確認したいという意図でよろしいですか。

○長瀬参事官 はい。競争性を阻害する要因があるということもありますが、そもそも競争という機会、入札の機会を通じて、最適な事業者が選ばれるべきではないかということでございます。

○小尾委員 ありがとうございます。分かりました。理解できました。

○浅羽委員長 前田委員、お願いします。

○前田委員 基本的な議論がなされていたのでこれを機会に質問したいのですが、価格競争というのあれば、さっきも御発言があったように、企画物がありますよね。プロポーザル。プロポーザルというのは内容と値段、それを総合的に判断するということが地公体ではよく行われているんですけども、そういうものは議論の対象にはならないのですか。ここに何も無いような気がします。一般競争入札か随意契約ということしか、総合評価落札方式がそれになるということですか。なるほど。

○長瀬参事官 おっしゃっているのも含めて、当然、取り上げる候補になり得るものではないですか。

○前田委員 だから、入札といっても総合評価落札方式でも別に構わないということですね。

○長瀬参事官 はい。むしろ価格の面以外も含めて、質も含めて的確に評価できますので。

○前田委員 1者でも入ってくればそれはそれでいいと。最後は総合判断というか、点数制のようなものになるということですね。

○長瀬参事官 おっしゃるとおりです。

○前田委員 もう一つ質問ですけれども、さっきのところ質問すればよかったのかもしれませんが、先ほど国立研究センターの件で実績病床数が300以上、あるいは今回が200以上ということで引き下げられていましたけれども、3年間以上の契約実績で、経験のある人でないと安心できないので、こういう条件をつけるというのは非常にリーズナブルだと思うのですが、当然ながら、つけ方次第で対象となり得る業者の数はかなり違ってくると思うんです。これがどういう判断基準で300なのか、200なのか、今回は200床でよく分かりますけれども、例えば3年間以上であるのか、1年間でもいいのかとか、その辺りは普通どういう判断で示されるようなものですか。経験上のものということですか。基準が甘くなればなるほどたくさん入ってこられると、しかし、厳しくすればするほど、結局もう随契に近いものになるかもしれないわけですが、これが適切かどうかというのは、小委員会ではどういう基準で判断されていると考えればいいですか。

○長瀬参事官 それぞれの事業ごとに一律に当てはめる尺度があるわけではございませんけれども、事業者の間口を広げるというベクトルで何ができるかという話と、あとは安かろう悪かろうではいけませんので、質をどう確保するか、その両面でこの事業にとって最適な着地点は何かということ、一言で言えば総合的に議論いただいた上で、原案として各府省等が考える内容が妥当なのかどうか判断をいただいております。

○前田委員 それは正直、我々は専門家ではないので何が正しいかどうか分からないけれども、担当の省庁なりがその理由を説明して、それが説得的かどうかを判断するということですね。

○長瀬参事官 はい。

○前田委員 分かりました。ありがとうございました。

○浅羽委員長 ほかに御意見、御質問等はございませんか。古尾谷委員。

○古尾谷委員 国と地方公共団体でやり方が違うので、私ども入札関連のときには入札参加資格者名簿というのがあって、例えば東京都なども持っていて、そこで出されている名簿に登載されている事業、それから経験年数、あるいは事業に携わった内容とかそういうので絞り込んでいきながら、一般競争入札に参加する業者を選定していくという形なのですが、国においては、そういう入札参加の全体的な、例えばこの分野ではこのくらいの事業者、事業規模によってABCランクがあるんですけども、そういう制度は持っておるのでしょうか。それぞれの事業ごとに考えていくということなののでしょうか。初歩的な質問で申し訳ございません。

○長瀬参事官 参加資格は委員がおっしゃったように、ABCDなどがございます。それをそれぞれの事業の入札においてどういう参加資格にするか、これはB等級までの参加資格にするかとか、それぞれの契約ごとに判断を経て、スペックとして整理をいただいています。

○古尾谷委員 続いての質問で申し訳ないですけども、実は都道府県で全然やり方が違う分野がありまして、最低価格制限制度を取っているところと、例えば関東では神奈川県と埼玉は最低価格入札制度を持っているんです。東京都は最低価格を持っていない。全国的にもばらばらで、私ども東京都に事業所がありますので東京都の判断を尊重しているんですけども、東京都の場合は最低価格入札制度を持たないで、その部分については、先ほどの搭載名簿によってかなりの絞り込みを行った上で入札にする、一定の資格を有する者と判断しているという状況です。それで、逆に神奈川県と埼玉県を比較しますと、最低制限価格が神奈川県はたしか83%ぐらい、埼玉県は92、3%と、都道府県によってかなりの差があります。当然、埼玉県は90何%ですと業者は絞り込まれるということになります。

それから、全くそれらとは別に最低価格の調査制度、当然、最低価格でないところで落札した場合は、都道府県は低価格調査制度というのを持っております。必ずその内容で事業が執行できるのかどうかを改めて落札後に調査した上で契約するというシステムですけども、最低価格落札調査制度みたいなシステムというのは、国の中には入っているのでしょうか。

○長瀬参事官 これはございます。

○古尾谷委員 分かりました。

○浅羽委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、資料3-1につきましては本案のとおりとし、今後、本案に基づき取り進めていくことといたします。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。本委員会に限らず小委もそうだと思いますけれども、本年中の会議体はこれで最後になるかと思

ます。皆様、任期が8月からの方もいらっしゃいますけれども、本年中はいろいろとお世話になりました。良いお年をお迎えくださいますと幸いに存じます。また、来年もどうぞ  
よろしく願いいたします。

これで本日の監理委員会を閉会いたします。

— 了 —